

災害時における遺体の搬送に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と高知県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時における遺体の搬送に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高知県において南海トラフ地震、風水害、その他大規模な事故等により多数の死者が発生した場合（以下「災害時」という。）、甲から乙及び丙に協力を要請し、遺体搬送を迅速かつ円滑に行うことを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、第1条の目的を達成するために、次の業務に必要なが生じた場合は、乙に対して協力を要請するものとする。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接協力を要請するものとする。

（1）霊柩自動車等による遺体搬送

（2）その他、甲の要請により乙及び丙が応じられる事項

2 前項の要請を行うときは、別記様式1の文書により通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話、ファクシミリ等により要請し、後に速やかに文書により通知するものとする。

（業務の実施）

第3条 乙及び丙は、前条第1項各号の要請を受けたときは、できうる範囲で要請業務を実施するものとする。

2 乙及び丙は、業務の実施にあたり、業務内容、方法について、業務実施先の市町村と打合せ、確認を行うものとする。

（協力体制の整備）

第4条 乙及び丙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（業務の報告）

第5条 乙及び丙は、第2条第1項各号の協力を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を別記様式2により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙及び丙が実施した業務に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 甲が前項の規定により負担する額は、地方運輸局への届出運賃を基準とし、甲乙丙が協議して、決定するものとする。

（経費の請求）

第7条 乙及び丙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条の規定により乙及び丙から経費の請求があった場合は、速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては高知県健康政策部食品・衛生課長、乙にあっては高知県霊柩自動車協会会長、丙にあっては一般社団法人全国霊柩自動車協会会長とする。

（災害時の情報提供）

第10条 乙及び丙は、この協定に基づく業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙及び丙は、この協定に基づく業務を行う場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、令和3年3月26日から効力を有するものとし、甲乙丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年3月26日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県
高知県知事



乙 高知県高知市越前町2丁目5番10号 大和葬祭内

高知県霊柩自動車協会
会長



丙 東京都新宿区四谷3丁目2番5 全日本トラック総合会館2階

一般社団法人 全国霊柩自動車協会
会長



災害時における遺体の搬送に関する協定の一部を変更する協定

令和3年3月26日付け、高知県（以下「甲」という。）と高知県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）との間で締結した災害時における遺体の搬送に関する協定（以下「原協定書」という。）の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

原協定書第9条中、「高知県健康政策食品・衛生課長」を「高知県健康政策部薬務衛生課長」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年4月30日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県

高知県知事

乙 高知県高知市越前町2丁目5番10号

大和葬祭内

高知県霊柩自動車協会

会長

丙 東京都新宿区四谷3丁目2番5

全日本トラック総合会館2階

一般社団法人 全国霊柩自動車協会

会長